

週休 2 日確保工事における工事費の積算について

[発注者指定型・受注者指定型]

1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の場合

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

(2) 補正方法

積算方法毎に対象期間内の現場閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数
	4 週 8 休以上
労務費	1.05
機械経費 (賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキング工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 2
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 3
道路標識設置工	設置	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 4
道路付属物設置工	設置	1. 0 2
	撤去	1. 0 5
法面工		1. 0 2
吹付法砕工		1. 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 3
道路植栽工	植栽	1. 0 5
	剪定	1. 0 5
公園植栽工		1. 0 5
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 2
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 4
橋面防水工		1. 0 2
薄層カラー舗装工		1. 0 1
グルーピング工		1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 2
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 0 1

③ 土木工事標準単価方式

「土木工事設計単価」に掲載する4週8休以上の補正単価を基に積算するものとする。

2 当初（発注）時の積算

（1）発注者指定型

4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

（2）受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

（1）発注者指定型

現場閉所が4週8休に満たない場合、4週8休以上の経費の補正を除いて、工事費を積算する。

（2）受注者希望型

4週8休以上の現場閉所を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

〔受注者希望型（交替制）〕

1 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 技術者及び技能労働者の休日の確保状況

技術者及び技能労働者の休日の確保状況は、次のとおりとする。

4週8休以上

休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(2) 休日率の計算

①対象者毎の休日率の計算

対象者毎に休日率を計算する。

なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

$$\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$$

②工事全体での休日率の計算

①により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。

③中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

- ・他工事に従事している期間
- ・断続的な作業期間の間の期間
- ・長期休業等により出勤できない期間

(3) 補正方法

対象期間内に従事した技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数
	4週8休以上
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

② 土木工事標準単価方式

「土木工事設計単価」に掲載する4週8休以上の補正単価を基に積算するものとする。

る。

2 当初（発注）時の積算

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

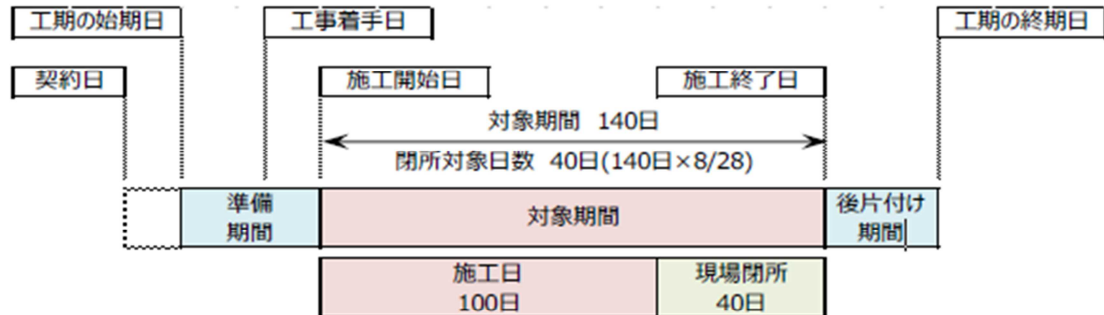
変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日の確保状況を確認でき次第、積算できるものとする。

4週8休以上の休日を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

週休 2 日確保工事における工期の考え方について

週休 2 日を確保するイメージ

(発注者指定型・受注者希望型)



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「4 週 8 休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。
- (7) 仮に 1 箇月単位で 4 週 8 休を実現しなくても、対象期間内で 8 日／28 日以上を閉所していれば、週休 2 日として扱う。